

鳥取労働局発表
平成27年5月28日

鳥取労働局
労働基準部監督課
課長 津田 恵史
監察監督官 久保田 剛
電話 0857-29-1703

平成26年 労働基準監督署による監督指導結果 ～健康診断、安全基準、労働時間、割増賃金の違反率が高い～

鳥取労働局（局長 かわの すみとも 河野 純伴）及び県内の労働基準監督署においては、労働者が適正な労働条件の下で、安心・安全に働くことができるよう、積極的に監督指導を行い、労働基準法、労働安全衛生法などの労働基準関係法令違反の是正を図っています。

このたび、平成26年に県内の労働基準監督署が実施した監督指導結果を取りまとめました。

1 監督指導結果（定期監督等実施状況）

<ポイント> 健康診断、安全基準、労働時間、割増賃金に関する違反率が高い。

違反率 64.9%（実施件数 1,013件）

主な違反の内訳（重複含む。）

① 健康診断に関する違反	17.5%	(177件)
② 安全基準に関する違反	17.0%	(172件)
③ 労働時間に関する違反	16.7%	(169件)
④ 割増賃金に関する違反	14.3%	(145件)

（注：定期監督等とは、過去の監督指導結果、各種の情報、労働災害報告等を契機として、労働基準監督官が実施する事業場に対する立入検査のこと。）

2 業種別の状況

<ポイント> 製造業における違反率が高い。

業種別の状況

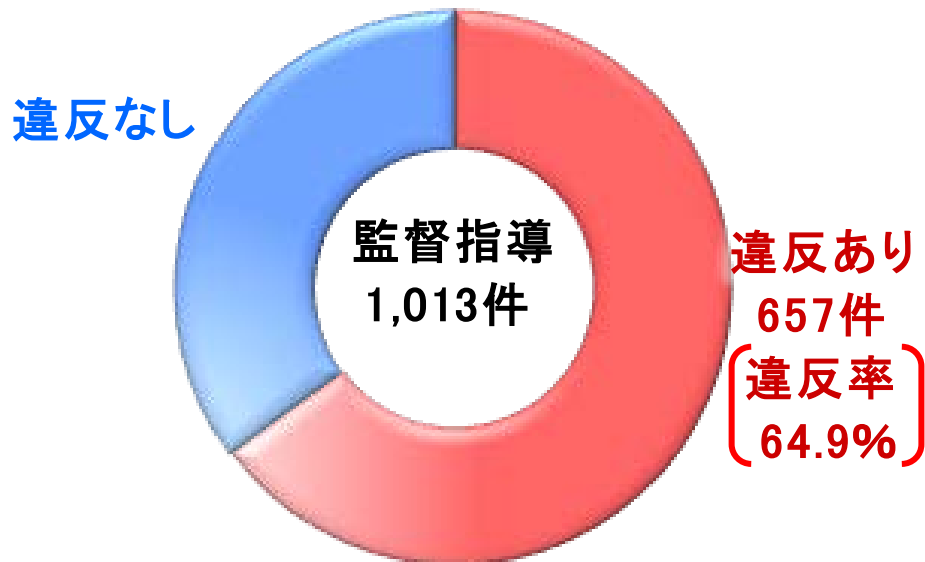
① 製造業	違反率	75.1%	(217件)
② 第三次産業	違反率	69.9%	(179件)
③ 運輸交通業	違反率	68.8%	(22件)
④ 建設業	違反率	54.3%	(226件)

（注：（ ）内は、違反件数）

1 定期監督等実施状況について

平成26年は、1,013件の定期監督等を実施し、その結果、労働基準法、労働安全衛生法などの労働基準関係法令の違反が約3分の2の事業場（違反率64.9%（657件））で認められました。

図1:定期監督等実施件数と法令違反状況(平成26年)



2 主な違反の内容について

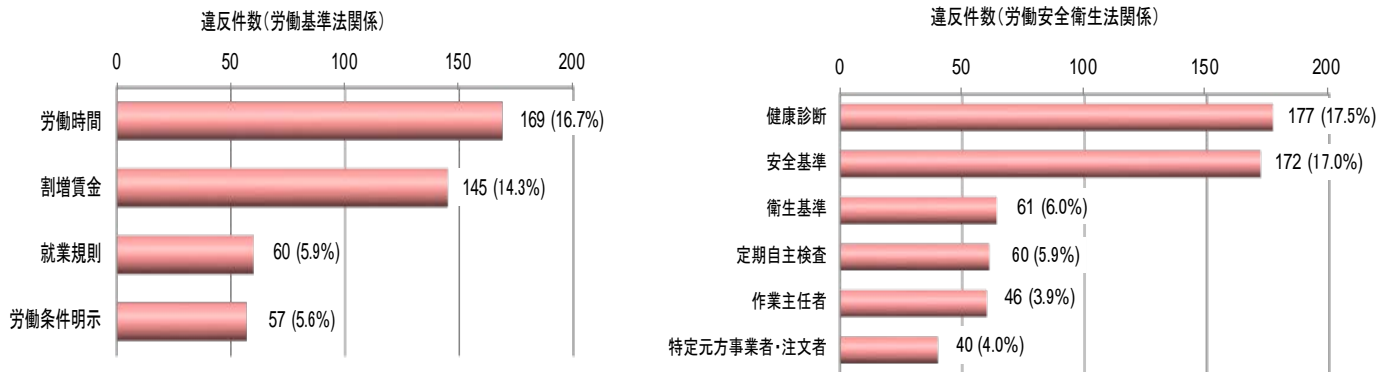
(1) 労働基準法に関しては、時間外労働に関する労使協定に定めた時間を超えて時間外労働を行わせているなどの労働時間に関する違反(違反率16.7%(169件))が最も多く、割増賃金に関する違反(違反率14.3%(145件))がそれに続きました。

また、就業規則に関する違反(違反率5.9%(60件))、労働条件の明示に関する違反(違反率5.6%(57件))など労働条件の基本的な事項に関する違反も多くみられます。

(2) 労働安全衛生法に関しては、健康診断に関する違反(違反率17.5%(177件))が最も多く、機械の原動機・回転軸などによる危険防止や建設作業時などの危険防止のための措置の未実施など安全基準に関する違反(違反率17.0%(172件))がそれに続きました。

また、有機溶剤などの化学物質を使用するなど有害な作業環境における呼吸用保護具の未使用など労働者の健康障害防止などの衛生基準に関する違反(違反率6.3%(64件))、プレス機械、フォークリフトなど一定の機械について、定期的に自主検査を実施していないなど定期自主検査に関する違反(違反率6.0%(61件))、一定の危険・有害な業務に際し、作業主任者を選任していないなどの作業主任者に関する違反(違反率5.9%(60件))が続きました。

図2: 主な違反の内容(平成 26 年)



※()内は定期監督等実施件数に対する割合

【補足】法違反の事例

1 労働基準法違反

(1) 労働時間に関する違反(労働基準法第32条)

- ① 時間外労働に関する協定の締結・届出がないのに、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせているもの。
- ② 協定の締結・届出はあるものの、その協定で定めた時間外労働の限度時間を超えて時間外労働を行わせているもの。

(2) 割増賃金に関する違反(労働基準法第37条)

時間外労働、深夜労働を行わせているのに、法定割増賃金(通常の賃金の2割5分以上)を支払っていないもの。

(3) 就業規則に関する違反(労働基準法第89条)

常時使用する労働者が10人以上いるのに、就業規則の作成・届出がない。

(4) 労働条件明示に関する違反(労働基準法第15条)

- ① 労働者を雇い入れる際に、賃金額及び支払方法並びに所定労働時間などの法定事項について書面を交付していないもの。
- ② 労働条件通知書を交付しているが、法定事項の一部の明示が不足しているもの。

2 労働安全衛生法違反

(1) 健康診断に関する違反(労働安全衛生法第66条)

常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施していないもの。

(2) 安全基準に関する違反(労働安全衛生法第20~25条)

高さが2メートル以上の高所において、作業床の端に墜落防止のための手すりを設置することなく、作業を行わせていたもの。

(3) 衛生基準に関する違反(労働安全衛生法第20~25条)

有機溶剤を使用するなど有害な作業において、労働者に呼吸用保護具の使用をさせていないもの。

(4) 定期自主検査に関する違反(労働安全衛生法第45条)

フォークリフトなどの機械について、1年以内ごとに1回、定期自主検査を実施していないもの。

(5) 作業主任者に関する違反(労働安全衛生法第14条)

有機溶剤の取扱い時などの危険有害な業務を行う際に、作業主任者を選任していないもの。

(6) 特定元方事業者・注文者に関する違反(労働安全衛生法第30条・31条)

特定元方事業者又は注文者が下請の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じていないもの。

3 業種別の状況について

① 製造業（定期監督等実施件数289件、違反率75.1%）

製造業では、特に食料品製造業、電気機械器具製造業の事業場に対して、重点的に監督指導を実施しました。

違反の内訳をみると、労働時間に関する違反（違反率28.7%（83件））、健康診断に関する違反（違反率28.4%（82件））、衛生基準に関する違反（違反率18.0%（52件））の順に多く、全業種の違反率よりも高い状況でした。

② 三次産業（定期監督等実施件数256件、違反率69.9%）

第三次産業では、特に商業、保健衛生業、接客娯楽業の事業場に対して、重点的に監督指導を実施しました。

違反の内訳をみると、第三次産業全体では、健康診断に関する違反（違反率30.9%（79件））、割増賃金に関する違反（違反率28.5%（73件））、労働時間に関する違反（違反率25.4%（65件））の順に多く、全業種の違反率よりも高い状況でした。

③ 運輸交通業（定期監督等実施件数32件、違反率68.8%）

運輸交通業では、特にトラック運転者を使用する事業場に対して、監督指導を実施しました。

違反の内訳をみると、労働時間に関する違反（違反率28.1%（9件））、割増賃金に関する違反（違反率18.8%（6件））、健康診断に関する違反（違反率18.8%（6件））の順に多く、全業種の違反率よりも高い状況でした。

④ 建設業（定期監督等実施件数416件、違反率54.3%）

建設業について、違反の内訳をみると、安全基準に関する違反（違反率26.2%（109件））、特定元方事業者・注文者に関する違反（違反率9.6%（40件））、作業主任者に関する違反（違反率7.0%（29件））の順に多く、全業種の違反率よりも高い状況でした。

4 今後の指導方針

鳥取労働局及び労働基準監督署では、引き続き、長時間労働の抑制・過重労働による健康障害の防止及び賃金不払残業の解消並びに労働災害の防止に重点を置き、適正な労働条件・安全衛生の確保を図るため、問題があると考えられる事業場に対して、積極的に監督指導を行ってまいります。

また、法令違反を繰り返すなどの悪質な事業主については、司法処分に付すなど厳正に対処することとしています。